

予算決算及び会計令第 8 5 条の基準について

平成11年 4 月 8 日 蔵会第1193号

大臣官房会計課長から各部局長あて

一部改正：平成13年 1 月 9 日 財会第 53号

一部改正：平成13年12月26日 財会第2857号

一部改正：平成21年 6 月11日 財会第1310号

一部改正：令和元年 5 月13日 財会第2124号

一部改正：令和 8 年 3 月31日 財会第1604号

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条（同令第98条において準用する場合も含む。）で規定する基準を次のように定める。

平成11年4月8日

大蔵大臣 宮 沢 喜 一

予算決算及び会計令第 8 5 条の基準

財務省所管に係る工事又はその他の請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の予算決算及び会計令第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する基準は、契約の種類ごとに以下のよう

1. 工事の請負契約

契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

2. その他の請負契約

（1）ビルメンテナンス業務及び警備業務の請負契約

契約ごとに予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、当該合計額に予定価格算出の基礎となった消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額に満たない場合とする。

（イ）直接人件費の額

（ロ）直接物品費の額

（ハ）業務管理費の額に10分の3を乗じて得た額

（ニ）一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

ビルメンテナンス業務とは、主として庁舎等の建築物を対象として、建築物等の点検・

保守、運転・監視、衛生管理（清掃、害虫防除など）その他の維持管理に関する業務であり、これに付随する業務を含む。

（２）上記以外の請負契約

契約ごとに予定価格に１０分の６を乗じて得た額に満たない場合とする。

なお、他省庁に支出負担行為を委任しているものについては、当該省庁の基準によるものとする。

附 則（平成11年４月８日蔵会第1193号）

この基準は平成11年５月から適用する。

附 則（平成13年１月９日財会第53号）

この改正基準は平成13年１月６日から適用する。

附 則（平成13年12月26日蔵会第2857号）

この改正基準は、平成14年１月から適用する。

附 則（平成21年６月11日財会第1310号）

この改正基準は、平成21年６月15日から適用する。

附 則（令和元年５月13日財会第2124号）

この改正基準は、令和元年５月13日から適用する。ただし、本通達の発出日において、現に入札に付されている工事については、なお従前の例による。

附 則（令和８年３月31日財会第1604号）

この改正基準は、令和８年４月１日から適用する。ただし、本通達の発出日において、現に入札に付されているビルメンテナンス業務及び警備業務については、なお従前の例による。